

原典翻訳

研究・ファトワー部門「捕虜と奴隷についての質問と回答」ヒンマ文庫

ديوان البحوث و الافتاء، مكتبة الهممة، الدولة الإسلامية

سؤال و جواب في السبي و الرقاب

ヒジュラ暦 1436 年ムハッラム月／西暦 2014 年 10 月発行

「イスラーム国」の奴隷制に関する法的見解

訳・注・解説 齋藤秋生子（上智大学大学院博士後期課程）

問 1：捕虜とは何ですか？

答 1：捕虜とは、ムスリムが獲得した戦争 [の家] の人々¹の女たち（非ムスリムの女たち）²のことです。

問 2：捕虜の法的根拠とは何ですか？

答 2：捕虜の法的根拠とは、異教徒たることです。すなわち、彼女たちを捕まえて「イスラームの家」に運び込んだのち、イマームによる彼女たちの取り調べと選別によって、異教徒が我々に捕虜として合法とされます。

問 3：不信仰者の女たちすべてを捕虜にすることは許されますか？

答 3：啓典の民と偶像崇拜者のような、生まれながらの不信仰者の女たちを捕虜にすることについて、ウラマーたちの間で意見の相違はありません（捕虜にすることができるとして意見が一致しています）。しかし、[もともとは] ムスリムである棄教者を捕虜にすることについては意見が分かれています。すなわち、多数派 [のウラマー] は、棄教者の捕虜を合法とする根拠は不足していると主張しており、一部のウラマーは棄教者の捕虜を合法とすることに賛成しています。我々のところでは多数派の意見が受け入れられています。アッラーは最もよく知りたもうお方です。

問 4：捕虜の女との性交渉は許されますか？

答 4：捕虜の女との性交渉は許されます。崇高なるアッラーは、「信仰者とは、[中略] 自分の性器はこれを抑え、己が妻や、右手の所有にかかるもの（女奴隷）を相手にするときだけに使う（『コーラン』信仰者たち章第 5 節）」とおっしゃいます。「彼ら（信仰者たち）の右手が所有しているもの」とは、捕虜のことです。

問 5：所有後すぐに女の捕虜と性交渉することは許されますか？

答 5：もしその女が処女（未婚）であれば、所有後すぐに性交渉することが許されます。しかし、もし既婚女性であれば〔性交渉の前に〕子宮を空にしなければなりません。それはアブー・ダーウッド³がアブー・サイド・フドリー—彼にアッラーの祝福あれ—の話として伝えているハディースの通りです。

預言者ムハンマド—彼にアッラーの祝福と平安あれ—がアウトース⁴での女の捕虜について、「もし〔捕虜が〕妊娠している場合は出産するまで性交渉をしてはならない。妊娠していない場合、月経がくるまで性交渉をしてはならない⁵」とおっしゃいました（『アブー・ダーウッドのハディース』）。

問 6：女の捕虜を売却することは許されますか？

答 6：捕虜と女奴隷の売買および贈与は許されます。なぜなら、彼女たちが完全な所有財産であれば、正当な売買と交換条件において自由に処分することが可能だからです。

問 7：売買において、母親とその子を分離することは許されますか？

答 7：売買と贈与において、母親と法的に大人に達していない子⁶との間を分離することは許されません。子が法的に大人に達していれば、母子を分離することが許されます。

問 8：2人かそれ以上の者が女の捕虜を共同で購入した場合、その所有者全員が彼女と性交渉することは合法ですか？

答 8：完全な所有権を得ていないとすれば、女の捕虜との性交渉は許されません。共同所有では女の捕虜の所有が不完全なので、捕虜を共同所有した他のメンバーの持ち分を買い取るか、あるいは他の所有者から贈与されなければ、性交渉は許されません。

問 9：女の捕虜が所有者の子を妊娠した場合、〔所有者は〕彼女を売却することが許されますか？

答 9：所有者が彼女を売却することは許されません。なぜなら彼女は「ウンム・ワラド⁷」になるからであり、所有者が死亡すれば彼女は自由になるからです。

問 10：もし所有権を持った女の捕虜を残したまま〔所有者の〕男性が死亡したら、彼女たちの所有権はどうなりますか？

答 10：女の捕虜たちは所有者の遺産の一部として分配されます（売ることができます）。しかし、死亡した所有者の父親または息子が彼女と性的関係にあれば、あるいは複数の相続人が共同所有していれば、性交渉なしにその女捕虜たちは〔売られずに〕仕事に従事し続けます。

問 11：夫は妻の女奴隷⁸と性交渉することは許されますか？

答 11：女奴隷は夫の所有ではないので、夫が自分の妻の女奴隷と性交渉することは許されません。

問 12：所有者の同意があれば、男性が自分の女奴隷ではない女奴隷に接吻することは許されますか？

答 12：快樂のために男性が自分の女奴隷以外の女奴隷と接吻することは許されません。また、完全な所有権がなければ快樂は許されません。

問 13：法的に成人に達していない女奴隷と性交渉することは許されますか？

答 13：[体が成熟して] 性交渉に適していれば、法的に成人に達していない女奴隷と性交渉することは許されています。しかし、[体が成熟しておらず] 性交渉に適していなければ、性交渉なしの快樂で満足しなければなりません。

問 14：礼拝における女奴隷の欠陥とは何ですか？

答 14：礼拝における女奴隷の欠陥は、彼女の欠陥として外見に表れています。すなわち、頭、首、両手、両足がむきだしであることです。

問 15：女奴隷がヒジャーブなしで他人の男性の前に出ることは許されますか？

答 15：誘惑のおそれがないならば、女奴隷が頭、首、両手、両足を覆わずに他人の男性の前に出ることは許されます。しかし誘惑のおそれがある場合は、それは禁じられています。

問 16：姉妹を一緒に右手の所有⁹にすることは許されますか？

答 16：姉妹および女奴隷とその父方のお婆、女奴隷とその母方のお婆を一緒に右手の所有にすることは許されます。しかし両方と性交渉することは許されません。2人のうちの一方の女奴隷と性交渉をした場合は、もう一方とは性交渉することが許されません。この禁止は一般的な禁止事項です。

問 17：性交中絶とは何ですか？

答 17：性交中絶とは、女性器の中に精液を放出しないことです。

問 18：男性は、自分の女奴隷を性交中絶することが許されますか？

答 18：女奴隷の意志の有無にかかわらず、性交渉中に男性は女奴隷と性交中絶することが許されます。

問 19：女奴隷を殴ることは許されますか？

答 19：女奴隷を躰のために殴ることは許されます。しかし顔を殴ることが禁止されているように、体に怪我を負わせたり、自分の怒りを発散させたり、懲らしめるために殴ることは禁止されています¹⁰。

問 20：主人のもとから逃亡した女奴隷に対する処罰規定はどのようなものですか？

答 20：男奴隷あるいは女奴隷の逃亡は大罪です。

ジャリールがシャウビーに伝え、シャウビーがマンスール・ブン・アブドゥッラフマーンに伝え、マンスールが [ハディース学者の] ムスリム・イブン・ハッジャージュ¹¹に伝えたところによれば、「主人のもとから逃亡した奴隷は誰でも、主人のもとに戻るまで不信仰者である。

また、マンスールによれば、「神かけて、このように預言者ムハンマド—彼にアッラーの祝福と平安あれ—がおっしゃったと伝えられている。しかし私は、ここバスラにおいてこのハディースが私を通じて伝えられているということをお好まない（『ムスリム・イブン・ハッジャージュのハディース』）」。

問 21：主人から逃亡した女奴隷への現世での処罰は何ですか？

答 21：アッラーの法では女奴隷への処罰規定はありません。しかし逃亡を思い止まらせるため、そのような女奴隷は厳しく非難されることになっています。

問 22：ムスリマもしくは啓典の民である女奴隷との結婚は許されますか？

答 22：ムスリマもしくは啓典の民である女奴隷と自由人男性との結婚は許されません。ただし、自分が不貞をおかす心配をしている自由人男性の場合には [女奴隷との結婚は] 許されます¹²。不貞とは姦淫のことです。崇高なるアッラーはおっしゃいました。

資産が足りなくて、信仰深い身分のよい女を娶れない者は、自分の右手の所有にかかる信仰深い端女を [妻にする] がよい（『コーラン』 婦人章第 25 節）。

アッラーのお言葉は次のように続きます。

これは特に放蕩を心配する人々のためにもうけた規定だが、どのような場合にもできれば欲情の度を過さぬことこそ望ましい。アッラーはよく赦し給う、お情深い方におわします（『コーラン』 婦人章第 25 節）。

問 23：もし女奴隷が結婚したら、彼女には所有者に対してベッドをともにする義務はありますか？

答 23：イブン・クダーマ・マクディスイー¹³はこう言いました。

右手に所有する者について、所有者には〔結婚の〕権利がない...しかし、もし女奴隷が結婚を望むならば、徳をもって扱わなければならない。たとえば所有者は彼女を妾にするか、結婚させるか、あるいは売却するかしなければならない（『マグニーのハディース』）。

問 24：自分以外の男性が所有する女奴隷と結婚したら、彼女との性交渉を許されるのは誰ですか？

答 24：所有者以外の者と結婚した女奴隷と所有者との間の性交渉は許されていません。しかし所有者には彼女を働かせる権利があり、夫には彼女と快樂をともにする権利があります。

問 25：女奴隷に対して「ハッド刑」¹⁴は適用されますか？

答 25：もし女奴隷が「ハッド刑」の対象となる罪を犯せば、「ハッド刑」が科せられます。しかし「ハッド刑」は自由人の半分です。崇高なるアッラーはおっしゃいました。

だが正式に妻となった後で、女が不貞をはたらいた時は、その罰は自由身分の婦人の場合の半分。これは特に放蕩を心配する人々のためにもうけた規定だが、どのような場合でもできれば欲情の度を過さぬことこそ望ましい。アッラーはよく赦し給う、お情深い方におわします（『コーラン』 婦人章第 25 節）。

問 26：女奴隷が所有者から自分自身を買い戻すことは許されますか？

答 26：はい、許されます。この行為は「ムカータバ」¹⁵と呼ばれます。

問 27：女奴隷の解放への報酬は何ですか？

答 27：崇高なるアッラーは、「奴隷を解いてやるの謂い（奴隷を開放することが天国への道である）（『コーラン』 邑章第 13 節）」。また、預言者ムハンマド—彼にアッラーの祝福と平安あれ—は「信仰深い女奴隷を解放した者には、アッラーはすべての仲間たちとともに地獄から彼を解放される（『ムスリム・イブン・ハッジャージュのハディース』）」とおっしゃいます。ナワウィー¹⁶は「このハディースは奴隷を解放することの徳をあらわしている。奴隷を解放した者は、アッラーのお赦しによって、地獄行きから免れ、天国に行くことができる（『ミンハーージュ』¹⁷）」と説明します。

問 28：過失殺人罪の償いは何ですか？

答 28：その償いは、信仰心のある奴隷 1 人の解放です。その余裕がない者は 2 か月間断食

しなさい。崇高なるアッラーはおっしゃいました。

信徒が信徒を殺すことは絶対に許されぬ、誤ってした場合は別として。もし誰か信徒を誤って殺した場合には、[その罪ほろぼしに] 信仰深い奴隷を一人解放してやること。無論、血の代償は相手方の家族に支払うこと。但し相手方がそれを自由意思で喜捨するならそれでもよい。また [被害者が] 汝らの敵方の部族の者で、しかも信者である場合は、信仰深い奴隷を一人解放すること。また汝らとの間に協定関係のある部族の者である場合は、血の代償を相手の家族に支払った上、信仰深い奴隷を一人解放すること。もしそれだけの資力がないなら、二ヵ月間連続断食する。これはアッラーの定め給うた贖罪じゃ。まことにアッラーは全てを知り、一切に通じ給う (『コーラン』 婦人章第 94 節)。

問 29 : 偽証罪の償いは何ですか？

答 29 : その償いは、多数派意見 (ジウムフル) ¹⁸にあるように、貧しい人たち 10 人に食事または衣服を与えること、または信仰心のある奴隷 1 人の解放です。どれを選ぶかはその人の選択によります。その余裕がない者は 3 日间断食しなさい。崇高なるアッラーはおっしゃいました。

誓約する際に少し軽はずみな言葉使いをしたくらいでアッラーは別に汝らをお咎めになりはせぬ。だが正式に誓約しておきながら [それを破れば] 咎め給う。そのような場合、罪の贖いとしては、汝らが普段家族に食わせている食物の中くらいのを貧者十人に供すること。あるいは衣類を与えること。さもなければ奴隷を一人解放してやること。これだけの資力がない場合は、三日間の断食でもよい。これが正式に立てた誓約 [を破った場合] の贖いである。だが勿論、誓約は守るにしくはない。こうしてアッラーがいろいろと神兆を説き明し給うのも、みな汝らに感謝の心を起させようがため (『コーラン』 食卓章第 89 節)。

問 30 : 「ズィハール離婚」¹⁹に対する償いとは何ですか？

答 30 : 「ズィハール離婚」に対する償いは、多数派意見の原則にあるように、信仰心のある奴隷を 1 人解放することです。その余裕のない者は、タルティーブのハディース²⁰のように連続する 2 か月间断食をし、それもできなければ貧しい人たち 60 人に食事を与えます。崇高なるアッラーはおっしゃいました。

自分の妻を、『背中云々』の文句で離縁しはしたが、その前言をひるがえしたくなった場合には、兩人互いの体に出す前に奴隷を一人解放すること [宗教的な償いの行為として]。これだけはぜひ実行するように。よいか、アッラーはお前たちのす

ることを何から何まで御存知だぞ。だがもしそれだけの資力がない場合には、兩人互いの体に手を出す前に二ヵ月続けて断食すればよい。それもできぬとあらば、貧者六十人に食を与えよ。これはお前たちアッラーと使徒にたいする信仰を守る所以。これはアッラーの戒律であるぞ。信仰に背く者は苦しい罰を蒙ろう（『コーラン』言いがかりつける女章第3-4節）。

問 31：ラマダーン月の日中に妻または女奴隷と性交渉することの罪に対する償いは何ですか？

答 31：その償いは奴隷を1人解放することです。タルティーブ・ムスナドのハディース集によれば、奴隷解放の余裕がない者は連続する2か月間断食をするか、それもできなかった者は60人の貧しい人に食事を与えなさい。

アブー・フライラ²¹—彼にアッラーの祝福あれ—が伝えたところによれば、ラマダーン月の日中に妻と性交渉した者が、アッラーの使徒ムハンマド—彼にアッラーの祝福と平安あれ—に意見を求めた。そこで、預言者ムハンマドは彼に「あなたは奴隷を所有しているか？」と尋ねると、彼は「いいえ」と答えた。預言者が「2か月間断食をできるか？」と尋ねると、彼は「いいえ」と答えた。そこで預言者ムハンマドは「60人の貧しい人たちに食べ物を与えなさい」とおっしゃり、[彼は預言者に同意した]。

問 32：罪の償いのために奴隷を解放することにおいて、奴隷に信仰心があるという条件は必要なのですか？

答 32：法学者たちは、[故意の]殺人の償いのための奴隷の解放については、その奴隷が信仰心のある者ではなければならぬと同意していますが、偽証罪、ズィハール離婚およびラマダーン月の日中における性交渉の罪への償いについては意見が分かれています。多数派意見の原則では、奴隷に信仰心がなければ解放は有効ではないとしており、一方でハナフィー派は、奴隷が信仰者ではなくても、[故意の]殺人への償い以外では解放が有効であるとしています。公正かつ正しいファトワーとは、多数派の意見の原則に従ったファトワーです。

以上は、現代イスラーム法の解釈に対する法的見解です。

崇高なるアッラーはもっともご存じであり、もっとも賢明なお方である。

研究・ファトワー部門

ヒジュラ暦 1432 年ムハッラム月／西暦 2014 年 10 月

解説

2014年10月11日、「イスラーム国」の広報誌『ダービク(Dābiq)』4号において、ヤジードイー教徒の奴隷化がイスラーム法において合法であるという主張が掲載された。本ファトワー集はそれを受けて「イスラーム国」支配領域の男性住民（おもに戦闘員）に向けて発行されたものである。本文中では、棄教者を除くムスリム、啓典の民、多神教徒を奴隷にできるとあるものの、実際の運用面においてはヤジードイー教徒の女性のみを対象にしているとみられる。回答はコーランやハディースに依拠しているものとそうでないものにわかれている。少なくともそれらに依拠しているものに関しては、とりわけ「イスラーム国」独自の奴隷制解釈というわけではなく、特段目新しい見解というわけではないことを指摘することができる。問答27から32までは、奴隷制の運用というより、むしろ奴隷についてコーランで言及された箇所の紹介といえよう。

「奴隷」となったのちに「イスラーム国」支配領域から脱出したヤジードイー教徒の女性の証言によれば、10歳以上の男性が全員殺害された後、女性と子供が奴隷として売られたとある[[CNN 2014](#)]ため、この証言が正しければ、奴隷は女性と9歳以下の子供に限定されるようである。それを反映して本ファトワー集でも「捕虜」や「奴隷」は女性形をとっている。また、所有者の子を産んだ女奴隷は「ウンム・ワラド」になるという規定（答9）があることからか、避妊薬を服用させられたというヤジードイー教徒女性の証言もある[[New York Times 2016](#)]。証言は全体の一部でしかないものの、この事例は奴隷をウンム・ワラドにしないための方策がとられていることを示している。そのため、ウンム・ワラドの規定がある本ファトワー集の存在が（男性）奴隷所有者に認知されていた可能性が高いだろう。また、「イスラーム国」が現代において奴隷制を敷いた意図は、戦闘員を含む「イスラーム国」移住者の男女比が男性に偏っているため、男性移住者の結婚願望あるいは性的欲求を満たすための方策であると考えられる。本ファトワー集においても、質疑応答全32項目のうち11項目が性交渉に関する内容となっており、奴隷とされた女性は（強制）労働の担い手というよりも男性所有者の性的対象として位置付けられている。

本ファトワー集を発行した「研究・ファトワー部門」は、「イスラーム国」支配領域住民に向けてファトワーを発行する機関である。ファトワーの内容は奴隷制のほか、トルコから輸入された肉を食べることの是非やテーブルサッカーをプレイすることの是非など多岐にわたっている[[Al-Tamimi 2015: 11](#)]。また、発行機関である「ヒンマ文庫」は多数ある「イスラーム国」の広報機関の1つで、2010年ごろに設立されたとされる。ヒンマ文庫は思想と理論を中心とした「イスラーム国」の活動家の著作やパンフレットなどの活字媒体を、戦闘員や支持者向けに発行している[[中東調査会イスラーム過激派モニター班 2015: 90-91](#)]。

—注—

- ¹ イスラーム法によって支配されている「イスラームの家」の外、異教の世界のことを「戦争の家」と呼称する。
- ² イスラーム法では男性も捕虜および奴隷にすることはできるが、本ファトワー集では女性の捕虜と奴隷について議論されている。
- ³ 817年-889年、ハディース学者。スンナ様式のハディース集を編纂し、スンナ派ハディース集である六書の1つに数えられる[大塚ほか編 2002]。
- ⁴ 630年のアウタースの戦いを指す。メッカ征服後、預言者ムハンマド率いるムスリムの軍勢と、対立する部族連合による戦いで、圧倒的劣勢ではあったもののムスリム側が勝利した。その際、ムスリム側は大量に捕虜を得た。
- ⁵ 未婚であっても本当に妊娠していないかどうかを確認するため。
- ⁶ イスラームでは、男性は夢精した時点で、女性は初潮を迎えた時点で成人と見なすが、肉体的特徴が表れるのが遅れているときには、男女ともに15歳を成人と見なす[大塚ほか編 2002]。ただし、奴隷の売買の場合は母親の庇護を必要とする7歳未満は母親から引き離しての売買が禁止された[遠峰 1964: 73]。
- ⁷ 直訳すると「子の母」であるが、所有者に認知された子供を産んだ女奴隷のことを指す。ウンム・ワラドは所有者が死亡したら自由になり、遺贈財産も受け取れるとされた[ibid.: 76]。
- ⁸ 奴隷を示すアラビア語は複数あり、男奴隷がアブド、マムルーク、あるいはグラーム、女奴隷はアマあるいはジャーリヤと呼ばれる[佐藤 1991: 2]。このファトワー本文では女奴隷としてアマが使用されている。
- ⁹ 「右手の所有」とは奴隷のこと。コーランにも出てくる表現である。
- ¹⁰ 所有者は奴隷に能力以上のことをさせてはならず、仕事のあとに必要な休息を与えなければならないという規定がある[遠峰 1964: 73]。
- ¹¹ 817/821-875年、ハディース学者。スンナ派ハディース集の最高峰とされる二大『真正集』の1つを編纂し、アブー・ダーウードのハディース同様六書の1つにも数えられる[大塚ほか編 2002]。
- ¹² 不貞をするくらいならば女奴隷と結婚せよ、ということ。
- ¹³ 1147-1223年、ハンバル派の法学者[大塚ほか編 2002]。
- ¹⁴ コーランに定められており、解釈の余地がない固定刑のこと。ハッド刑の執行対象者は正常な成人ムスリムである[ibid.]。
- ¹⁵ 所有者と奴隷との契約に基づく解放を意味する「キターバ」を結んだ奴隷を「ムカータバ」と呼ぶ。イスラームでは、奴隷が自らの代金を支払い、解放を求めるならば、その要求に応じることが推奨されていた[遠峰 1964: 77]。
- ¹⁶ 1238-1277年、シャーフイー派法学者、ハディース学者。シャーフイー派法学の大成者とされる[大塚ほか編 2002]。
- ¹⁷ 上記のナワウィーによるムスリムのハディース『サヒーフ・ムスリム』の注釈書。
- ¹⁸ イスラーム法では、スンナ派4法学派の内、3つ以上の法学派の見解が一致した場合、その意見を多数派意見（ジュムフル）とする原則が確立している。
- ¹⁹ 語源は「背中」を意味するザフル。イスラーム以前のアラブ社会では、夫が妻に「お前の背中には私の母の背中だ」と宣言することで、妻を母すなわち結婚相手とならない女性とすることで夫としての義務から逃れた。ただし、ズィハール離婚された妻は夫の家を離れることができず、再婚の自由もなかったために、イスラームではこれを女性虐待の悪習と見なし、禁止した[ibid.]。
- ²⁰ イバード派のハディース集『タルティーブ・ムスナド』のことと思われる。
- ²¹ ?-678/679年、ムハンマドの教友で高弟の1人。本名がはっきりしないが、猫好きのためアブー・フライラ、「子猫（フライラ）の父」として知られる[ibid.]。

出典

Sabi Reqab <<https://archive.org/details/Hemaa77>> (2016年5月9日最終閲覧)

Al-Hayat Media Center. *Dābiq* Issue 4, 2015.

<<http://media.clarionproject.org/files/islamic-state/islamic-state-isis-magazine-Issue-4-the-failed-crusade.pdf>> (2016年5月9日最終閲覧)

参考文献

- 井筒俊彦訳 1957-1958. 『コーラン』(上)(中)(下) 岩波文庫.
大塚和夫、小杉泰、小松久男、東長靖、羽田正、山内昌之編 2002. 『岩波イスラーム辞典』 岩波書店.
佐藤次高 1991. 『マムルーク：異教の世界からきたイスラームの支配者たち』 東京大学出版会.
中東調査会イスラーム過激派モニター班 2015. 『「イスラーム国」の生態がわかる 45 のキーワード』 明石書店.
遠峰四郎 1964. 『イスラーム法入門』 紀伊國屋新書.
柳橋博之 2001. 『イスラーム家族法：婚姻・親子・親族』 創文社.
Al-Tamimi, Aymenn Jawad. 2015. The Evolution in Islamic State Administration: The Documentary Evidence, *Perspectives on Terrorism*. <<http://www.aymennjawad.org/17687/the-evolution-in-islamic-state-administration>> (2016年4月24日最終閲覧)

ニュース記事

- 'Treated like cattle': Yazidi women sold, raped, enslaved by ISIS, CNN, October 30, 2014.
<<http://edition.cnn.com/2014/10/30/world/mideast/isis-female-slaves/>> (2016年4月24日最終閲覧)
To Maintain Supply of Sex Slaves, ISIS Pushes Birth Control, New York Times, March 12, 2016.
<<http://www.nytimes.com/2016/03/13/world/middleeast/to-maintain-supply-of-sex-slaves-isis-pushes-birth-control.html>> (2016年4月24日最終閲覧)